

## 中東知的財産ニュースレター Vol.56

### アラブ首長国連邦 — 新たな産業財産法

UAE は、「産業財産権の規制と保護に関する 2021 年連邦法律第 11 号」（以下「新法」という）を公布した。この新法により、「特許、産業図面および意匠に関わる産業財産の規制と保護に関する 2002 年法律第 17 号」（以下「旧法」という）は廃止された。新法は、UAE 連邦内（フリートレードゾーンを含む）において、特許、意匠、集積回路、秘密情報、実用新案証に適用されることになる。新法は 2021 年 5 月 31 日発行の官報第 703 号に公開され、2021 年 11 月に同法の施行規則が公布された時点で効力を発生する。新法による注目すべき変化には以下のようなものがある。

#### グレース・ピリオド：

発明者または発明者から直接間接に情報を入手した第三者による情報開示は、その開示が第 5 条(4)に定める出願日に先立つ 12 か月以内に行われた場合には、特許の取得に影響を及ぼさないとされている。<sup>1</sup>

これは新たに導入された規定であり、特許出願の願書提出に先立つ 12 か月以内に発明が開示されていたとしても特許出願は可能であり、新規性の要件は満たされる旨を定めている。この規定が導入される前は、旧法により絶対的新規性が要求されていた。絶対的新規性の要件の適用が除外されるのは、旧法第 3 条の以下の条文により規定される場合のみであった：  
「国内の見本市で展示される発明、図面、意匠については、国際的な協定や条約の規定または互惠主義の条件を考慮し、本法の施行規則により規定される条件に基づき、一時的な保護が与えられるものとする」。

#### 早期審査：

UAE 産業省は、出願人からの申請に応じて、緊急性を有する一部の特許または実用新案の出願を、それら出願の出願日または第 14 条に定める審査請求の日付に関わらず、他の出願より先に審査することを認めてもよい。ただし、この早期審査は、施行規則に規定された基準および要件に従ってなされた優先権主張を妨げてはならない。

早期審査に関する規定は新法によって新たに導入されたもので、上述した要件および基準は施行規則に明記されることになっている。UAE が特許審査ハイウェイ合意（PPH 合意）に

<sup>1</sup> <https://services.economy.ae/m/Pages/ServiceCard.aspx?WFID=97&lang=en-US>

加入することを決定した場合、この規定は重要なものとなる。PPH は、一つの当局で肯定的な審査結果が示された場合に、別の当局による特許審査の迅速化を図るために、第 1 の当局で得られた肯定的な結果を第 2 の当局に提出できる仕組みを提供するものである。

## 分割出願：

新法の新たな規定により、出願に複数の発明が含まれている場合、それを原出願として複数の分割出願を行う可能性が出願人に与えられる。ただし、新法の第 16 条によれば、分割出願の主題は原出願の範囲に含まれるものでなければならない。分割出願においては、原出願の出願日そのまま分割出願の出願日となる。分割出願に関する要件は、施行規則により規定されることになっている。

## 第 22 条(3)に基づき特許権または実用新案権が適用されない行為：

免許を有する薬剤師が治療のために行う複数の薬物の調合。これは、新法により侵害の適用除外に新たに追加されたものである。

旧法第 19 条によれば、特許権の適用が除外されるのは以下の 2 種類のみであった：1) 学術研究関連する活動；(2) 車両に実際に必要であることのみを考慮して、臨時にアラブ首長国連邦に導入されている輸送手段に関する特許の使用（その使用が車体構造に対するものか、エンジンに対するものか、当該手段の予備部品に対するものかは問わない）。つまり、新法は、これら 2 つの適用除外を引き継いだ上で、上述の第 3 の適用除外を新たに追加したのである。

## 実用新案証：

新法第 6 条によれば、実用新案出願を特許出願に切り替えることができる。これは新しく導入された規定であり、切り替えに関する要件は施行規則によって規定されることになっている。

## 契約の履行過程でなされた発明：

この主題は旧法第 9 条によってすでに規定されていた。新法（第 10 条）は、旧法の規定に新しい要素を付け加えただけである。すなわち、退職した被用者が退職の日から 2 年以内に発明特許を出願した場合、その発明は雇用期間中になされたものと見なされる。発明を行った被用者とその雇用主の権利義務、発明者が受け取る権利を有する報酬といった事項についても新法は規定している。

## 意匠：

新法の第 43 条によれば、意匠は新規であって公序良俗に違反しないものでなければならない（公序良俗に反する意匠を商業的に使用することは許されない）。ある意匠が新規と見なされるのは、意匠出願の出願日より前に当該意匠がいつい公開されていなかった場合に限られる（その公開が刊行物によるか、実際の使用によるか、その他の方法によるかは問わない）。ただし、意匠出願の願書が提出された日に先立つ 1 年以内に当該意匠が開示されていた場合、その意匠はすでに公開されていたと見なされることはない。第 45 条により、意匠の保護期間は出願日から起算して 20 年に延長された。旧法による保護期間はわずか 10 年であった。

新法は、意匠保護の要件、特に新規性に関わる要件を旧法よりも包括的に規定している。

## 集積回路の回路配置：

新法には、集積回路の回路配置の保護に関する章（第 5 章）が新たに追加されている。この章で追加された規定としては、保護の基準および要件に関する規定、保護期間（10 年）等に関するものである。旧法には、集積回路の回路配置に関する規定はまったく盛り込まれていなかった。

## 秘密情報：

秘密情報の保護は新法の第 6 章によって追加され、保護の要件と範囲が規定された。旧法には、秘密情報に関連する規定は設けられていなかった。

新法では、そのような情報の保護に関して以下の 3 つの基準が第 61 条に規定されている：  
(1) その情報が、全体として、またはその詳細な構成によって、またはその構成要素の組み立て方によって、当該情報が属している産業技術分野に従事する者の間で一般に知られ、または共有されている情報ではないという意味で秘密であること；(2) その情報が、秘密であるがゆえに商業的価値を有する情報であること；(3) その情報が、当該情報を合法的に管理している者が当該情報の秘密を保持するために講じた有効な手段に依存していること。

## 不正競争：

新法の第 64 条は不正競争行為と見なされる行為を定めており、第 65 条は不正競争行為と見なされない行為を規定している。

## 罰則：

知的財産権者により大きな保護を提供するため、新法の下で罰則は大幅に強化され、AED 100,000 (十万ディルハム) 以上 AED 1,000,000 (百万ディルハム) 以下の罰金および/または禁錮となった。旧法の下では、AED 5,000 以上 AED 100,000 以下の罰金および/または禁錮とされていた。新法第 69 条の規定によれば、これらの刑罰は、特許、実用新案、意匠、集積回路の回路配置に関する保護を取得するために不正な (または改竄された) 文書/情報を提供した者や、同法の保護対象である発明または製法を模倣した者、同法により保護される権利を故意に侵害した者に適用される。同法の施行に関する詳細は、施行規則により規定されるものと予想される。

最後になるが、新法の第 2 条によれば、同法の目的は、産業財産の保護とその登録、使用、利用および譲渡に関する手続を定め、UAE における知識と技術革新の支援を保証し、最良の国際慣行および規範を遵守することにより、産業財産権の分野における自国の競争力を高めることである。<sup>2</sup>

## サウジアラビア — 商標権行使の管轄が SAIP に移管

サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) は 2021 年 8 月 15 日、ヒジュラ暦 1439 年 9 月 14 日付 (西暦 2018 年 5 月 29 日付) の閣僚評議会決定第 496 号に従い、商標権行使の管轄を商業投資省から SAIP に移管すると発表した。上記の閣僚評議会決定は、サウジアラビア知的財産総局の組織がサウジアラビアにおける知的財産 (関連規則に従った知財の保護や行使を含む) を所管する当局となる旨を定めたものである。

SAIP は現在、知的財産権行使のためのシステムと手続を改善・開発する作業を行っており、商標権の行使に関係するサービスの利用を希望する人々に対し、[www.saip.gov.sa](http://www.saip.gov.sa) のポータルに掲げられている関連のフォームに記入するか、公式の直通番号に電話するか、当局のメールアドレス ([saip@saip.gov.sa](mailto:saip@saip.gov.sa)) 宛に e メールを送るか、いずれかの方法で当局に連絡するよう促している。<sup>3</sup>

SAIP は、以下の 6 種類の侵害行為とそれぞれの行為に対応する刑罰を示した簡潔な表を当局のウェブサイトに掲載しているが、この表の内容は、GCC 商標法第 42 条の規定と同様である。

### 侵害行為：

- 1) 登録商標の模倣。
- 2) 自らの商品/役務を識別させる標識として、他人が所有している商標を悪意 (bad faith) で利用すること。

<sup>2</sup> <https://www.albayan.ae/uae/news/2021-08-05-1.4220995>

<sup>3</sup>

<https://www.saip.gov.sa/en/%d9%86%d9%82%d9%84-%d8%a7%d8%ae%d8%aa%d8%b5%d8%a7%d8%b5-%d8%a5%d9%86%d9%81%d8%a7%d8%b0-%d8%a7%d9%84%d8%b9%d9%84%d8%a7%d9%85%d8%a7%d8%aa-%d8%a7%d9%84%d8%aa%d8%ac%d8%a7%d8%b1%d9%8a%d8%a9-%d8%a5%d9%84/>

刑罰：

1 か月以上 3 年以下の禁錮および/または 5,000 サウジリヤル以上 100 万サウジリヤル以下（または GCC 加入国の通貨で以上の金額に相当する金額）の罰金。

侵害行為：

- 3) 模倣商標または偽造商標を表示した商品の販売、販売申し出、取引または占有を故意に行うこと。または模倣商標もしくは偽造商標を違法に使用するか、それら商標を使用することによりサービスを提供すること。
- 4) 未登録商標の使用。
- 5) 故意に、かつ悪意により、自らの登録商標を商品または役務に表示しないこと。
- 6) 登録商標または周知商標の模倣または偽造に使用することを意図した工作設備または原材料を故意に所持すること。

刑罰：

1 か月以上 1 年以下の禁錮および/または 1,000 サウジリヤル以上 10 万サウジリヤル以下（または GCC 加入国の通貨で以上の金額に相当する金額）の罰金。

## サウジアラビア — ニース分類第 11 版を採用

サウジアラビアにおいては、ニース協定に基づく「標章の登録のための商品および役務の国際分類に関するニース分類」（ニース分類）の第 11 版が、第 10 版と差し替える形で正式に採用された。これまでの第 10 版には、最新の修正項目や新規の商品および役務の追加が盛り込まれていなかった。

サウジアラビア知的財産総局（SAIP）の e プラットフォームは、事前承認された商品/役務のリストを提供している。また、特定の類に含まれるすべての品目と類見出しを併用した出願は、今後認められなくなる。出願人は、当局のポータルに示されたすべての類見出しにつき登録を求めるか、特定の品目群について登録を求めるか、いずれか一方の商標出願を行うことができるが、両方を組み合わせた出願は不可能になる。

SAIP は上記のリストを厳格に遵守しており、類見出しにもアルファベット順のリストにも記載されていない商品/役務の受け容れを拒絶している。

事前承認リストに含まれておらず、従ってサウジアラビアにおいては登録を拒絶される品目がいくつかあることは注目に値する。すなわち、第 33 類（アルコール飲料）、第 32 類のアルコール製品、第 29 類の豚肉、第 28 類のクリスマスツリー等である。

## シリア・アラブ共和国 — シリアを指定国とする国際出願に適用される料金の改定

世界知的所有権機関（WIPO）の事務局長は 2021 年 8 月 12 日、シリア・アラブ共和国を指定国とする国際出願や国際登録後の同国の指定、および同国を指定国とする国際登録の更新

につき支払われる個別手数料（スイスフラン）の改定を発表した。改訂料金は 2021 年 9 月 12 日から適用され、出願、登録後の指定、更新に伴う手数料は、従来の（185）スイスフランから（92）スイスフランとなる。<sup>4</sup>

#### エジプト — 商標関連サービスに課される 14%の付加価値税を免除

エジプト商標局は、2021 年 7 月 7 日以降、それまで商標関連のサービスに課されていた 14%の付加価値税は適用されないと発表した。

#### スーダン — 商標・特許・意匠関連のサービスすべてにつき公定手数料を引上げ

司法大臣は、商標、意匠および特許について適用される公定手数料の改定を発表した。この料金改定は 2021 年 7 月 27 日をもって施行され、スーダンの官報第 1917 号上で公表された。改定後の公定手数料は従来の手数料と比較して大幅に引き上げられ、新規の出願と現在係属中に出願すべてに適用されることになる。<sup>5</sup>

商標出願の場合、出願の際の手数は 29 スーダンポンド（SDG）から 50,000 SDG に引き上げられる。公開手数料は 61 SDG から 10,000 SDG に、登録手数料は 261 SDG から 10,000 SDG に、それぞれ引き上げられる。商標登録の更新に適用される公定手数料は、261 SDG から 20,000 SDG に値上げされる。

---

<sup>4</sup>[https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2021/madrid\\_2021\\_12.pdf?utm\\_source=WIPO+Newsletters&utm\\_campaign=634106582c-DIS\\_MADRIDINFO\\_EN\\_160821&utm\\_medium=email&utm\\_term=0\\_bcb3de19b4-634106582c-256891065](https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2021/madrid_2021_12.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=634106582c-DIS_MADRIDINFO_EN_160821&utm_medium=email&utm_term=0_bcb3de19b4-634106582c-256891065)

<sup>5</sup> [https://drive.google.com/file/d/1AU6v1h2YfQhv\\_RZBYeqQ6LRLCPVXjLks/view](https://drive.google.com/file/d/1AU6v1h2YfQhv_RZBYeqQ6LRLCPVXjLks/view)



[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 56

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services [UTPS]が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。